

筑前海区漁業調整委員会指示第219号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りの集魚灯使用に関する漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために集魚灯を使用する場合は、この限りではない。

令和7年12月19日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の対象

集魚灯を使用して一本釣りを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A海域（福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第40条により、集魚灯の電気設備が10キロワット以内に制限された海域）

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南、並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島鳥帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の筑前海区海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度、2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島臼島灯台

(2) B海域

A海域を除く筑前海区海域。

3 指示の内容

A海域及びB海域における集魚灯の電気設備について、次のとおり制限する。なお、集魚灯にLED灯を一部、あるいは全部使用する場合は、LED灯の消費電力に5を乗じた値（単位はキロワットとする。以下「換算電力」という。）を消費電力の計算に用いるものとする。

(1) A海域

集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED灯の換算電力の合計が10キロワット以内

(2) B海域（福岡県の小型いかつり漁業の許可を有する船舶には、イ及びエは適用しない。）

ア 同時に使用できる集魚灯は、電球の消費電力とLED灯の換算電力の合計が4.5キロワット以内

イ 放電灯1個の消費電力は、3キロワット以内

ウ 放電灯装着用ソケット数は、15個以内。なお、LED灯を使用する場合は、LED灯の換算電力を3で除した値（小数点以下は切り上げる。）を15から引いた個数以内

エ ハロゲン灯装着用ソケット数は、6個以内

4 指示の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

一本釣りに使用する集魚灯の制限 適用海域図(委員会指示第219号)

